

保険医療

退職者医療制度をご存じですか？

長い間会社や役所などに勤め、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けられる方とその被扶養者で、国民健康保険の資格がある方が、老人保健制度の適用を受けるまでの制度です。

対象となる方

退職被保険者（本人）

- (1) 国民健康保険に加入している（又は、これから加入する）方。
- (2) 老人保健制度の適用を受けていない方。
- (3) 厚生年金や各種共済組合などの年金（ただし国民年金は除く）を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方。

被扶養者となる方

- 退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持し、次の条件にあてはまる方。
- (1) 退職被保険者の直系尊属、

配偶者と3親等内の親族又は配偶者の父母と子。

- (2) 国民健康保険の加入者で、老人保健の適用を受けていない方。
- (3) 年間の収入が130万円未満の方。

届出が必要です

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に、年金証書・国保の保険証・印鑑を持参して、役場町民課保険医療係に届け出て「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。

お医者さんにかかるとき

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口へ提出して受診してください。医療機関に支払う一部負担金は次のとおりです。

- 退職被保険者（本人）入院・外来とも3割
- 被扶養者（家族）入院・外来とも3割

※入院時の食事代と外来の薬剤にかかる一部負担については、一般の国保と同様に自己負担となります。

適用を受けなくなる時

- 国民健康保険の資格を喪失

したとき。

- 退職被保険者が老人保健制度の対象になったとき。

（この場合は、国保の一般被保険者となります。）
○ 退職被保険者本人の資格がなくなったとき。

（被扶養者は、国保の一般被保険者となります。）

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎ 985-4107

年金

国民年金にはこんな給付があります！

国民年金には、3つの基礎年金と国民年金独自の給付があります。

65歳になったとき

↓ 老齢基礎年金

原則として、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて、25年以上ある人が、65歳に達したときに支給されます。

なお、希望すれば60歳以後いつからでも受けられますが、年金額が減額されるほか、いろいろな制約を受けます。

障害者になったとき

↓ 障害基礎年金

国民年金加入中、又は資格喪失後でも60歳以上65歳未満で国内在住中に、初診日がある病気が、国民年金法に定められた障害が残った場合に支給されます。ただし、保険料の納付条件を満たしている必要があります。

なお、20歳に達する前に初診日がある病気が、20歳に達したときに支給されます。

死亡した人によって生計を維持されていた子の妻又は子へ

↓ 遺族基礎年金

国民年金加入中、又は老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したときに、その人の子のある妻又は子に支給されます。ただし、国民年金加入中の人は、保険料の納付条件を満たしている必要があります。

子の要件は、18歳到達年度の末日までにある子又は国民年金法に定められた障害の状態にある20歳未満の子です。遺族基礎年金は、子のない妻は受けられません。

老齢基礎年金を受け前死亡した夫に代わって

↓ 寡婦年金

老齢基礎年金の受給期間を満たした夫が年金を受ける前に死亡したときに、夫によって生計を維持し、かつ、婚姻期間が10年以上継続している間に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。ただし、夫が障害基礎年金の受給権をもっていったことがあったときは、支給されません。

国民年金を受けないで死亡したら

↓ 死亡一時金

3年以上保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

定額保険料にプラスで

↓ 付加保険料

保険料に付加保険料月額400円を上積みして納めた人に、納めた月数×200円が老齢基礎年金に加算して支給されます。

問い合わせ

役場町民課年金係
☎ 985-4106